

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

（当日は、翌日  
が翌日、翌日  
の翌日）

## 目 次

◇規 則 鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則（水産課）

公布された規則のあらまし

◇鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 まいわし資源水準の低下に伴う水揚げの減少による損失の補てんに必要な資金であつて、融資機関が平成七年九月三十日までに利子補給について知事の承認を受けて漁業者に貸し付けるものについては、償還期間を三月以内、利率を年二・五パーセント及び利子補給率を年一・九パーセント以内とすることとした。（附則第三項関係）
  - 二 融資機関に銀行及び信用金庫を加えることとした。（第二条関係）
  - 三 一の規則は、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

## 規 則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第六十二号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の二号を加える。

六 銀行

七 信用金庫

附則に次の一項を加える。

- 3 まいわし資源水準の低下に伴う水揚げの減少による損失で知事が別に定めるものの補てんに必要な資金であつて、融資機関が平成七年九月三十日までに第五条の規定による知事の承認を受けて漁業者に貸し付けるものに係る第二条第三項第二号若しくは第三号又は第四条の規定の適用については、第二条第三項第二号中「一年」とあるのは「三月」と、同項第三号中「年四・四パーセント以内」とあるのは「年二・五パーセント」と、第四条中「年一・六パーセント」とあるのは「年一・九パーセント以内」とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の前日に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県  
【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】